

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年7月31日(月) 午前9時30分から午前10時25分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】 出席委員：1番渡辺朗委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：2番片山敏隆委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席17名、欠席1名)】 出席委員：1番杉倉正委員、3番石塚明夫委員、4番原仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番齋藤嘉一委員、7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、9番山岸寛幸委員、10番田上浩和委員、11番中村芳仁委員、12番池亀健一委員、13番山本民男委員、14番利根川保雄委員、15番楯立力委員、16番土澤健一委員、17番竹内富男委員、18番小川博嗣委員 欠席：2番加藤保委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席34名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局長、井上同次長、中村同係長、伊藤司主査、林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	3番 委員
	4番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届について
No.4～No.6 3件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.12～No.24 13件

報告第3号 農地使用貸借契約の解約について
No.1 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3009～No.3012 4件

議 第2号 許可処分取消申請について
No.1 1件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5015～No.5022 8件

議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.83～No.119 37件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

8月31日(木) 9:30～ 定例総会

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、農業委員 2 番片山敏隆委員、16 番川合次夫委員、農地利用最適化推進委員 2 番加藤保委員の 3 名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第 1 = 議事録署名委員の指名について 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、3 番大島博委員、4 番恩田正平委員を指名いたします。</p>
	<p>日程第 2 = 報告事項</p>
議長 林主査	<p><報告第 1 号 農地の休耕及び増反届について> 報告第 1 号 農地の休耕及び増反届について報告を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 4 番下早川地区、田屋地内の 2 筆、道明地内の 3 筆合計 5 筆 667 m² について、労力不足のため休耕するものです。 5 番下早川地区、東塚地内の 4 筆 3,879 m² について、労力不足のため休耕するものです。 6 番下早川地区、日光字地内の 7 筆、大和川地区、竹ヶ花地内の 1 筆合計 8 筆 1453 m² について、労力不足のため休耕するものです。以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承</p>

	認することに決しました。
議長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。2頁をご覧ください。 12番、13番は、農地中間管理機構を通じての解約となります。下早川地区、四ツ屋地内の1筆653㎡について、圃場整備のための解約となります。 14番、大和川地区、大和川地内の17筆1,274㎡について、労力不足のため解約し、解約後は休耕するものです。 15番から24番までは西海地区、粟倉・真木・釜沢地内の合計16筆(14,365㎡)の解約となります。借受人が亡くなられたため相続人と解約するものです。解約後は議第4号であげさせていただきますが、農地中間管理機構を通じて別の耕作者に貸付するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地使用賃借契約の解約について> 報告第3号 農地使用賃借契約の解約について報告を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。6頁をご覧ください。 下早川地区、上覚地内の1筆273㎡について圃場整備のため、解約するものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>3009番、上早川地区、吹原地内の6筆1,141㎡について、所有権移転売買です。地図No.1をご覧ください。申請地は斜線の箇所で譲渡人は高齢で今後耕作をする予定がないため、譲受人に譲り渡したいものです。図面の斜線の間、建物があり、この建物を購入して、あわせてここで農業をするものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事者の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3010番、糸魚川地区、上刈4丁目の3筆461㎡について、所有権移転贈与です。地図No.2をご覧ください。場所は市道水神道線のそばにあります。譲渡人は県外に居住し、農地の管理ができないため、耕作いただける譲受人に譲り渡したいということです。現在譲受人は隣で耕作しており、その隣を譲り受けることになります。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事者の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3011番、大野地内の1筆89㎡について、所有権移転贈与です。地図No.3をご覧ください。場所は広域農道大野平牛線の沿いの場所です。譲受人は、申請地について畑として耕作したいということです。現在も借りて耕作されているということで今回譲り受けて管理することとなりました。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事者の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3012番、田海地内の1筆208㎡について、所有権移転売買です。地</p>
--------------------	---

	<p>図No. 4をご覧ください。申請地は市道田海脇道線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住して農地の管理ができないため、耕作いただける譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 恩田委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>3009番ですが、見てきたところ、とても耕作できるような所ではありませんでした。単価も高くなっています。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。譲受人は現在東京と行き来をしている方ですが、家を購入したため、併せてその周りの敷地を農地として利用したいということで申請があったものです。自宅からは距離もありますが、歩いて行くとのことでした。</p>
<p>恩田委員 議長</p>	<p>わかりました。</p> <p>その他ございますか。</p>
<p>議長 大島委員</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>3009番の補足説明として、譲受人は、親御さんが前に土塩にいらっしゃって、定年を機にこちらへ住所を移してきたものです。先ほど歩いて通うという話が出ましたが、車を購入したそうです。将来的には、農家民宿のようなものをやりたいという話をしていました。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第2号 許可処分の取消申請について></p> <p>議第2号 許可処分の取消申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>こちらの案件につきましては、令和5年5月29日定例総会議第2号5002番で一度農地転用の許可がおりているものについて今回、取り消しの申請がされたものです。転用内容は、住宅敷地の転用です。大和川地区桜ヶ丘の2筆306㎡。取り消し理由といたしまして、権利</p>

	<p>の設定を当初使用貸借権での設定で許可を受けましたが、所有権移転贈与に変更することとなったため、取消申請をするものです。後ほど新たに5条の議案で同じような形での申請が出てまいりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の9頁をご覧ください。</p> <p>5015番大和川地区、これは今ほど取り消しを受け、再度許可申請をするものです。内容的には使用貸借権を所有権移転贈与にしたということで、農地転用に問題があるというものではありませんので基本的には転用可能と考えています。大和川地内の2筆306㎡、住宅敷地の転用です。地図No.5をご覧ください。申請地は桜ヶ丘南6号線沿いの場所です。譲受人は現在アパートに居住しているが、手狭になったため住宅を新築したいものです。所有権移転贈与となります。農地の区分は、E(ア)-c(土地地区画整理事業の施行区域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5016番、大和川地区、大和川地内の2筆346㎡、住宅敷地の転用です。地図No.6をご覧ください。申請地は市道桜ヶ丘南3号線沿いの場所です。譲受人は申請地を購入し、住宅を新築したいということです。所有権移転売買となります。農地の区分は、E(ア)-b-(a)(住宅用施設連たん地域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

伊藤主査	<p>5017 番、5018 番については関連がありますので、あわせて説明させていただきます。5017 番西海地区、事業計画変更承認申請ということであり、昭和52年12月23日付け糸農地第5231号で許可された申請地について、当初、住宅を建築する予定だったが建築できなかったため、今回譲受人に譲渡したいということです。地図No.7をご覧ください。場所は市道古通1号線沿いにあります。今回申請地は全体では広いのですが、一部農地ということで、転用申請となっております。5018 番は、近隣地とあわせて申請地を購入し、農地としては16㎡、資材置場敷地の転用です。所有権移転売買で購入する予定です。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>続きまして次のページ、10 頁をご覧ください。</p> <p>5019 番から 5021 番は関連がありますのであわせて説明させていただきます。5019 番、横町1丁目地内、長屋住宅及び駐車場敷地753㎡の転用です。5020 番、横町地内、長屋住宅及び駐車場敷地757㎡の転用です。5021 番、横町地内、通路敷地10㎡の転用です。図面No.8をご覧ください。場所は横町の塩屋8号線の沿いの場所です。今回のこの3件については、同一敷地の中にアパートが2棟建築されることになっています。5021 番の10㎡の箇所が共通の通路ということとなっています。5019 番・5020 番は所有権移転の売買ですが5021 番については通路として利用したいため、地役権設定という権利設定となっています。</p> <p>農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5022 番糸魚川地区、横町4丁目地内233㎡、住宅地の転用です。地図No.9をご覧ください。市道符古道南線沿いの場所です。譲受人は現在社宅に居住しているが手狭になったため、住宅を新築したいものです。使用貸借権設定です。</p> <p>農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地</p>
------	---

	<p>域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について> 議第4号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。議案の11頁をご覧ください。</p>
	<p>今月は件数が多いため、別紙参考資料をご覧ください。 規模拡大1件、4筆 5,444㎡、そのほか36件、70筆64,894㎡については中間管理機構を通じての賃貸借となります。36件の中には、報告第2号にありました16筆も含まれております。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>日程第4＝その他</p>
	<p>ア 次回農業委員会の日程について ・8月31日(木) 9:30～ 定例総会 市役所2階 会議室</p>
	<p>イ その他</p>

